

～犬の登録と狂犬病予防注射の接種は、法で定められています～ 【雨天決行】

犬の飼い主は、飼っている犬の登録と、毎年犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。下記日程表のとおり、市内各地で登録の受付と狂犬病予防注射を実施しますので、ワンちゃんを連れてお近くの会場までお越しください。



市ホームページ
「狂犬病予防注射
(集合注射)」

お住いの地区に関わらず、
どの会場でも受けられます。

.....
期間内に下記会場へ来場できなかった方は最寄りの動物病院（獣医科医院）等で必ず狂犬病予防注射を受けてください。なお、動物病院（獣医科医院）等ですでに注射済の方は、下記会場へ市から送付されたハガキ、注射済証明書、交付手数料400円をお持ちくださいれば、注射済票を交付します。高齢の犬、治療中の持病がある犬、当日体調の悪い犬などは、注射できない場合があります。

当日必要なもの

手数料(※つり銭のないようお願いします。)

- ・新規登録と予防注射 1頭 5,400円
(内訳/登録手数料2,000円、注射済票交付手数料400円、注射料3,000円)
- ・予防注射 1頭 3,400円
(内訳/注射済票交付手数料400円、注射料3,000円)

申請書(市から送付されたハガキを必ず持参してください。)

※はじめて犬を飼われた方は、実施場所で係員にお申し出ください。

お願い

- ・犬の首輪がはずれないように少しきつめに付けてきてください。
- ・犬をきちんと制御できる方が連れてきてください。
- ・狂犬病予防注射接種時に交付する注射済票は、必ず犬の首輪に付けてください。
- ・飼い犬が死亡した、または犬の所在地や所有者に変更があった場合には、必ず係員へお申し出ください。
- ・犬の死亡については右側の二次元コードからもお手続き可能です。
- ・近くにお住まいの方は会場へはなるべく徒歩でお越しください。



飼い犬の死亡届

犬の登録と予防注射日程表

期 日	実 施 場 所	地区名	時 間
4月14日 (火)	上菅間児童館	上菅間	9:40～10:10
	教育相談センター	沼田	10:30～11:00
	筑波総合体育館	北条	11:30～12:00
	筑波交流センター	北条	13:30～14:00
	筑波北部公園(工業団地内)	北原	14:30～15:00
4月15日 (水)	大形集会所	大形	9:30～ 9:50
	旧小田児童館(旧小田保育所脇)	小田	10:10～10:30
	上長高野農村集落センター	長高野	11:00～11:20
	安食一乗院	安食	12:50～13:30
	吉沼体育館	西高野	14:00～14:40
4月16日 (木)	宝幢院駐車場	今鹿島	15:00～15:20
	ふれあいプラザ(荃崎運動公園脇)	下岩崎	9:30～10:10
	自由ヶ丘公民館	自由ヶ丘	10:40～11:10
	高見原一丁目会館	高見原	12:50～13:20
	大井農村集落センター	大井	13:40～14:00
4月19日 (日)	荃崎交流センター別館駐車場	小荃	14:30～15:30
	荃崎交流センター別館駐車場	小荃	9:20～10:40
	谷田部総合体育館西側駐車場(バスロータリー脇)	谷田部	11:20～12:50
	豊里交流センター駐車場	高野	14:50～16:10

期 日	実 施 場 所	地区名	時 間
4月21日 (火)	田倉農村集落センター	田倉	9:10～ 9:40
	川口公園	上郷	10:00～10:30
	豊里交流センター駐車場	高野	10:50～11:20
	東光台体育館	東光台	13:00～13:30
	島名交流センター	島名	13:50～14:20
4月22日 (水)	真瀬新田地区研修センター	真瀬	14:50～15:20
	緑が丘自治会館(中央公園脇)	緑が丘	9:20～ 9:40
	中山地区公民館	中山	10:00～10:20
	高野台地区コミュニティセンター	高野台	10:40～11:10
	小野川交流センター	館野	11:30～12:00
4月23日 (木)	谷田部総合体育館駐車場	谷田部	13:30～14:00
	手代木公園駐車場	松代	14:30～15:00
	二の宮公園管理棟前	二の宮	15:20～15:50
	下大角豆研修センター	大角豆	9:00～ 9:30
	桜総合体育館駐車場	流星台	9:50～10:40
4月26日 (日)	桜交流センター	松塚	11:10～11:40
	反町の森公園(テクノパーク桜)	桜一丁目	13:10～13:40
	玉取ふるさとコミュニティセンター	大曾根	14:00～14:20
	大穂体育館脇	筑穂	14:40～15:30
	大穂体育館脇	筑穂	9:10～10:30
4月26日 (日)	筑波交流センター	北条	11:00～11:30
	桜総合体育館駐車場	流星台	13:10～14:10
	つくば市役所	研究学園	15:10～16:30

会場が一部変更になっています。
よくご確認の上お越しください。

(裏面へ続く)

飼い主のルールとマナー

①犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後90日を経過した犬には「登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
登録の際に交付される「鑑札」と「注射済票」は装着が義務付けられています。必ず首輪などに付けましょう。

②犬はつないで、事故の防止に心がけましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。必ずつないで、事故などの防止に努めましょう。
また、茨城県では秋田犬、土佐犬、ドーベルマン、グレート・デーンなどの8犬種のほか、大型の犬を「特定犬」に指定して、「おり」の中での飼養を義務付けています。
もし犬の噛み付き事故が発生したら、「茨城県動物指導センター」に届け出てください。

③“所有者明示”で迷子をなくしましょう

迷子をなくすためにも、犬には鑑札、狂犬病予防接種済票だけでなく、迷子札をつけましょう。また、迷子札の代わりにマイクロチップを装着すれば、脱落することなく効果的です。マイクロチップを装着している場合は環境省のデータベースに飼い主の情報を登録することが義務付けられています。
もし犬が迷子になったら、速やかにつくば市環境保全課、茨城県動物指導センター、つくば警察署に連絡してください。

④小さな命、大切に！捨て犬をなくしましょう

動物を捨てる行為は犯罪です。子犬が産まれて困るより「産まれない手術」をおすすめします。

⑤環境美化につとめましょう

“ふん”の不始末による苦情が多数寄せられています。愛犬の排泄物の始末は飼い主の義務です。公共の場所(公園、道路など)や他人の土地、建物を汚さないように、散歩の時には必ず袋などを携帯し、犬がしてしまったふんは持ち帰って処分するようにしましょう。また、犬がおしっこをしてしまったとき流せるように、水をペットボトルなどに入れて携帯しましょう。
飼養場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

⑥立派にしつけて愛される犬にしましょう

鳴き声による騒音、排泄物による苦情、噛み付き事故などの多くは、飼い主の「飼養管理」や「しつけ」によって改善することができます。飼い主の努力で、家庭の中ではもちろん、ご近所からも愛される犬にしましょう。

犬に関する補助金制度について

つくば市では犬に関する補助制度を実施しております。申請回数の限度は①②それぞれ、年度ごとに1世帯につき2回までとなります。

① つくば市犬猫の避妊・去勢手術補助金

市内で飼っている犬や猫の避妊・去勢手術への補助制度です。
補助金額の上限はメスの避妊手術の場合4,000円、オスの去勢手術の場合3,000円です。

②つくば市犬猫のマイクロチップ装着補助金

市内で飼っている犬や猫へのマイクロチップの装着に対する補助制度です。
補助金額の上限は一律で2,000円となります。

補助金を受けるには条件があります。

詳しくはつくば市環境保全課までお問合せいただくか、下記の二次元コードからホームページをご覧ください。

①についてはこちら→



②についてはこちら→



つくば市 環境保全課

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

☎ 029-883-1111(代)

茨城県動物指導センター

〒309-1606 笠間市日沢47

☎ 0296-72-1200(代)